

五十音索引

あ	1	い	13	う	25	え	32	お	40
か	3	き	7	く	10	け	22	こ	144
が	0	ぎ	07	ぐ	20	げ	141	ご	167
さ	71	し	181	す	241	せ	255	そ	269
ざ	79	じ	211	ず	254	ぜ	68	ぞ	274
た	276	ち	305	つ	315	て	324	と	355
だ	300	ぢ	314	づ	322	で	338	ど	368
な	78	に	84	ぬ	87	ね	388	の	391
は	98	ひ	429	ふ	443	へ	462	ほ	470
ば	414	び	437	ぶ	452	べ	465	ぼ	478
ぱ	423	ぴ	441	ぷ	457	ぺ	468	ぽ	484
ま	487	み	498	む	503	め	505	も	509
や	514			ゆ	518			よ	524
ら	530	り	534	る	583	れ	539	ろ	545
わ	548								

凡 例

1. 検索表の内容について

- (1) 収載項目は、約3万である。
- (2) 過去10年間の登録意匠を中心に物品の名称を選択した。
- (3) 頭に「**」の記号が付された物品の名称は、意匠法施行規則別表第一の物品の区分の欄および別表第二に記載されているもの(約2,400件)、「*」の記号が付された物品の名称は、意匠分類一覧表の「この分類に含まれる物品の名称」の欄に記載されたもの(約4,600件)である。
- (4) 願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載がないと十分に物品を理解することができないものもあるが、意匠分類の検索に有効なものは選択した。

なお、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載にあたっては、『意匠審査基準』および『意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン』等を参照されたい。

(5) 関連索引の表示

物品の名称の語構成の上で重要な語末要素を選定し、それぞれについて、その語末要素を共通にする物品の名称を再度一覧表示した。これは、逆引き辞典や類語辞典の用をなすものである。

なお、関連索引の物品の名称については、「**」や「*」の記号は付していない。

(例)

バンド

腕時計おもちゃ用バンド	EI-6719
腕時計用バンド	J2-392
肩掛けバンド	G1-01
かばん用肩掛けバンド	B4-90

2. 物品の名称の並べ方

- (1) 物品の名称は、五十音順にそれぞれ「カタカナ ひらがな 漢字」の順に配列した。
- (2) 清音 濁音 半濁音の順序とした。

(例1)

農業機械用サンバイザー (のうぎょうきかいようさんばいざー)

農業機械用座席 (のうぎょうきかいようざせき)

(例2)

化粧板付き樋 (けしょうばんつきとい)

化粧パック用マスク (けしょうぱックようますく)

劇場いす (げきじょういす)

(3) 促音(そくおん)「っ」、拗音(ようおん)「ゃ」「ゅ」「ょ」は、直音の前に置いた。

(例)

バケツトエレベーター

バケツ

(4) 長音符号「ー」及び読点「、」は、五十音の前に置いた。

(例)

ノート用紙

ノイズ防止用コイル

3. 意匠分類の記号

(1) 「意匠分類の記号」の欄は、当該物品の名称が含まれる意匠分類(最小分類項目)を表示した。

(2) 同一の物品の名称が複数の意匠分類に含まれる場合は、その複数の意匠分類の記号を記載した。

なお、複数の意匠分類の記号が連続する場合は、最初と最後の分類の記号を掲載した。

(例1) D5-40, D5-45

(例2) F1-324 ~ 3251

(例3) H5-131A ~ 131C, H4-133

(例4) H4-222 ~ 222B